

草加市の事業所の皆様、こんにちは。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、営業自粛など多大なご協力を頂いておりますことに、心より敬意と感謝を申し上げます。今回は埼玉県と草加市の支援メニューをご紹介します。詳しくは記載の連絡先にお問い合わせ頂くか、私の事務所までお気軽にご相談ください。

衆議院議員 **山川百合子**

*本ファックスレターは、御社の公開情報を元に送信させていただきました。

武力によらない平和をつくる。

衆議院議員 **山川ゆりこ**

チャンネル山川

だれもが大切にされる“輝く未来を”。
2020.5.25 Vol.2



しなやかに、まっすぐ。

お問い合わせ | 山川百合子後援会事務所
〒340-0012 埼玉県草加市神明1-2-29

☎048-927-0131 FAX 048-927-0353
mail: info@yamakawa-yuriko.jp <討議資料>

草加市独自の経済対策

① 草加飲食店 テイクアウト・デリバリー支援補助金

新型コロナウイルス自粛要請等で影響を受けている市内飲食店等に対し、テイクアウト・デリバリーにより販売する飲食物の割引金額を補助します。販売する飲食物に対し、1会計当たり購入価格の最大50%(上限500円)を市が負担。

事業期間: 5月19日(火)から7月31日まで
(これからでも登録できます)

補助上限: 飲食店(店内飲食メインの店) **20万円**
弁当、惣菜店、パン屋、その他 **10万円**

② 草加市創業者向け持続化給付金 (令和2年1月1日から4月7日までの創業者)

国の持続化給付金の対象とならない、草加市の創業間もない事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が20%以上減少した場合、事業活動の維持・持続のために**一律50万円**給付金を支給。

受付期間: 5月18日(月)から来年1月29日(金)まで

*受付期間が長めに設定されておりますので、今後経営が悪化した場合も申請ができます。

③ 草加市セーフティネット保証利用支援補助金



セーフティネット
保証5号概要
QRコード

令和2年3月2日以降にセーフティネット保証5号認定を受け、埼玉県の経営安定資金または新型コロナウイルス感染症対応資金による融資を受けた中小企業者の信用保証料を草加市が全額補助(**50万円上限**)。少しでも手元に資金を残す為の支援です。

受付期間: 5月18日(月)から来年3月31日(水)まで

①~③の詳しいお問合せ先は
草加市産業振興課
☎ 048-922-0839



草加市緊急経済対策のお知らせ
QRコード

国の地方創生臨時交付金が財源として検討されています。
地域で使い勝手のいい予算措置を、国会で引き続き提案していきます。



埼玉県でも追加経済対策を実施

④ 埼玉県中小企業に対する資金繰り支援

5月1日から運用の埼玉県中小企業への新たな金融支援として「新型コロナウイルス感染症対策資金」が新設されました。

この制度は県内中小企業の資金繰りをさらに支援するため、当初3年間無利子、保証料0で運用を開始。利率は当初3年間0%で**融資限度額3,000万円**です。

事業期間: 5月1日(金)から

埼玉県産業労働部金融課
☎ 048-830-3801

新型コロナウイルス感染症対応資金の創設についてQRコード



⑤ 埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金 (5月12日~5月31日休業分への支援金)

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態措置期間の延長に伴い、厳しい経営状況に置かれている県内中小企業・個人事業主を対象に支援第2弾です。

支給額: **10万円**

受付期間: (予定)6月1日(月)から7月17日(金)まで

埼玉県中小企業者等支援相談窓口
☎ 0570-000-678(ナビダイヤル)
又は ☎ 048-830-8291

埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金について
QRコード

